

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年8月3日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 16時59分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
総務部長 森 有作	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 佐藤 公孝	
庶務課長 日笠 健二	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
指導課長 細見 勝典	教職員企画課担当課長 川合 健一
指導課担当課長 五味 博	健康給食推進室担当課長 大島 健之
指導課係長 小川 大輔	健康給食推進室担当課長 北村 恵子
指導課指導主事 武田 弦	健康給食推進室担当課長 末木 琢郎
総合教育センター総務室担当係長 栗須 正則	健康給食推進室担当係長 間山 篤史
カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲	生涯学習推進課長 箱島 弘一
教育政策室担当係長 武田 雅規	生涯学習推進課担当係長 関 裕史
教育政策室担当課長 永石 健	生涯学習推進課 小林 美帆
教育政策室担当係長 伊丹 裕子	教職員人事課担当課長 重田 朋希
教職員企画課長 久保 慎太郎	教職員人事課担当係長 萩野 保道
調査・委員会担当係長 長谷山 大介	
書記 畑山 拓登	

【署名人】 委員 石井 孝 委員 田中 雅文

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

6月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者6名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 3、議案第12号、議案第13号は、議会の報告案件で、これから議会に報告する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第14号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 3、議案第12号、議案第13号につきましては、議会への報告後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 請願第3号（川崎市立高等学校教科書採択についての請願）の報告について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 請願第3号（川崎市立高等学校教科書採択についての請願）の報告について」の説明を庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

初めに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第3号読み上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

なお、本請願は本日の請願審議として予定されております請願第2号と同じく、令和4年度教科用図書の採択に関する請願でございますので、本日審議が必要と考えられます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

本請願は、本日の議事日程の請願第2号でございます「高等学校歴史教科書採択について（請願）」と同じく、令和4年度教科用図書採択に関する請願でございますので、一括して審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、この後直ちに請願第2号及び請願第3号の審議を行いたいと思っておりますが、御異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

8 請願審議

請願第2号 高等学校歴史教科書採択について（請願）について

請願第3号 川崎市立高等学校教科書採択についての請願について

【小田嶋教育長】

続きまして、請願審議に入ります。

「請願第2号 高等学校歴史教科書採択について（請願）」及び「請願第3号 川崎市立高等学

校教科書採択についての請願」について審議いたします。

まず、請願第2号ですが、請願者の方は陳述を希望されておりましたが、本日は欠席されております。

続きまして、請願第3号について、請願者の方は陳述をお願いいたします。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたします。どうぞ。

【請願者】

教科書を考える川崎市民の会の畑山と申します。

今日は非常にお忙しい中、請願の意見陳述についてのお時間をいただきありがとうございます。また、明日で教科用図書展示会の見本の展示が終了するのだと思うのですけれども、今年の見本展示の場合、ゆっくり座ってじっくり教科書を見ることができる、そういうスペースを確保していただきまして、非常にありがとうございます。じっくり教科書を見比べながら、市民としていろいろなことが求められるのかなということを考える、そういうチャンスを持つことができました。お礼申し上げます。

それでは、本日、お手元に御担当からお渡しいただきました意見陳述書及び資料等を使いながら意見陳述をさせていただきます。

まず、検定合格している教科書で使用されている歴史用語についての新しい政府見解、これに関したもののについて陳述をさせていただきます。

(1) アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」の『「従軍慰安婦」という用語について』（資料1）という手書きの数字が入っているかと思うのですけれども、A4、3枚ものになるかと思えます。今ちょっと御覧いただく時間がないかと思えますので、後ほど、もしお手隙の時間がありましたら、参考でも御覧いただきますと幸いです。と、とにかく、この用語に関しては、女性の被害実態についていろいろな実情があるようではございますけれども、とにかく「従軍慰安婦」という言葉でもって示されている被害の状況が、最高裁判所の判例でも使用されていた「軍隊慰安婦」とか、様々な状況、呼び方があって、時期によっても随分違うということがありますが、とにかく日本軍の管理下で強制的な状況に置かれて性行為を強いられた被害の状況に変わりはありません。

しかし、報道によれば、政府は内閣官房副長官補室に各省庁から送られてきた文書だけを関連文書としていて、その限定的な範囲の文書のみで強制連行はないとしています。さらに、「バタビア裁判25号事件」の資料は、海軍の特別警察隊長が「二百人ぐらいの婦女を慰安婦としてバリ島に連れてきた」と記し、「ポンティアナック裁判13号」の判決文には、「多数の婦女が乱暴な手段で脅迫され強制された」とありますが、内閣官房副長官補室の担当者は、「軍として組織的に強制連行したことを直接示すものではないという認識」と繰り返したそうです。公文書の意図的な利用や解釈というものには認められません。

(2) 4月27日の答弁書には、「強制連行」「強制労働」という用語についても、議員質問に対する政府見解も示されていました。

質問①朝鮮半島から日本に来た労働者には、募集・官あつせん・徴用など、様々な経緯で来た人がいるので、一くくりに「強制連行」と表現するのは適切ではないのではないかと。

質問②国民徴用令で来た人を「強制連行」というのはおかしいので、「徴用」と言うべきではないのか。

質問③戦時中に動員されて日本に来た朝鮮人労働者は、強制労働させられた。

答弁としては、①朝鮮半島から内地に移入した人々の移入の経路は様々であり、一括して「強制連行された」というのは適切ではない。

答弁②国民徴用令に基づいて徴用された人々については、徴用という。

答弁③強制労働に関する条約には該当しないので、強制労働というの適切ではないというやり取りになっております。

(3) この政府見解は、「強制連行」「強制労働」の事実を歪曲・否定するものです。「強制動員問題解決を過去清算のための共同行動」という団体がありますが、この団体による声明によれば、①これまで政府は、戦時下の「労働動員計画」に基づく労務動員について、「募集・官あっせん・徴用など、それぞれ形式は異なっていますが、全て国家の動員計画により強制的に動員した点では相違なかった」としていました。しかし、今回の見解は、何の根拠も示さずに、様々な調査・研究の成果に基づく従来の政府の認識を変更しています。

②国民徴用令に基づく労働は強制労働以外の何ものでもありません。徴用とは辞書によれば、「ア、徴収して使用すること。徴発して用いること。イ、国家権力により国民を強制的に動員し、一定の業務に従事させること」、これは広辞苑ですけれども、とあります。また徴用を拒むと1年以下の懲役または1,000円以下の罰金が科されました。国家総動員法にその規定があります。

③国家総動員法を制定し、1939年以降「労働動員計画」を策定した政府の政策については、以下のような参議院予算委員会での文部省辻村哲夫政府委員の答弁(1997年3月12日)があります。

「一般的に強制連行は国家的な動員計画のもとで人々の労務動員が行われたわけでございまして、募集という段階におきましても、これは決してまさに任意の応募ということではなく、国家の動員計画のもとにおける動員ということで自由意思ではなかったという評価が学説等においては一般的に行われているわけでございます」。

しかし、報道によれば「広島三菱徴用工訴訟判決」で、強制連行を認定していることに対し、最近の文科省教科書課の担当者は「承知しているが、その件については認定で全体が強制連行と言っているわけではない」と説明し、閣議決定とは相反しないとの見解に変わってしまっているそうです。

(4) 1930年の強制労働に関する条約について、資料2としてA4の裏表のものがあるかと思えます。これはILOの1930年の強制労働条約についての資料になりますが、一応資料2と打ってあるほうは配付していますが要約したものであり、裏には具体的な状況を抜き出したもの、特に第2条を中心に抜き出したものが書いてございますので、また、これもお時間のあるときに御覧いただけたら幸いです。

そして、この条約に関してなんですが、4月27日の答弁の③、先ほど読み上げましたが、この答弁③で政府は「強制労働に関する条約には該当しない」との見解を述べています。その理由として、強制労働に関する条約の第二条二項(d)の「緊急の場合即ち戦争の場合」においては、例外として「処罰の脅威によって強制され、また自らが任意に申し出たものではない全ての労働」と定義される「強制労働」に包含されないとの条文を挙げています。しかし、戦争の場合に強制労働が認められるのではなく、ILOは安易に適用除外を認めない立場を取っています。ILOに対し、1997年に戦時中の強制連行・強制労働を強制労働条約違反と認定し、日本政府に被害者救済の勧告をすることを求める申立てが行われました。これに対し「ILO条約勧告適用専

門家委員会」は、1999年の「年次報告書」で強制労働条約違反を認定しています。

この件に先立って、「慰安婦」問題についての申立てがありました。日本政府はこちらでも「戦時適用除外」（第二条第二項(d))を主張した模様です。1997年の「年次報告書」では、専門家委員会内部で様々な議論がなされましたが、委員会は「緊急概念は～真に緊急な場合に限らねばならない。第二条第二項(d)は、戦争・地震の場合でありさえすれば、いかなる強制的サービスも課すことができるという白紙許可ではなく、住民に対する切迫した危険に対処するためにどうしても必要なサービスについてしか適用できない」として、日本による強制労働条約違反があったとの結論でした。すなわち国際的にどのように評価されるかということを考えずに、国内の状況、国内の判断だけで物事を進めることに危険性があるのではないかというふうに考えられます。

2番目です。教科書発行者による記述や用語の訂正申請に関連してです。

7月27日、東京都の教育委員会議が開かれ、2022年度から都立中高一貫教育校10校と都立特別支援学校中等部で3年間使用する中学校社会科(歴史的分野)の教科書の採択審議が行われました。

【小田嶋教育長】

10分経過していますので、そろそろまとめてください。

【請願者】

分かりました。

この会議では、昨年採択した教科書がそのまま採択審議なしということでもって継続して使用することが決まりました。都立中高一貫の教育校は、10校全てが山川出版の教科書を使っています。7月27日という時点で考えますと、山川出版さんからの訂正申請がどの程度文科省の内部の検討を経てオーケーが出ているか、全く不明な状況だと思います。そういう状況の中で、東京都は山川出版の教科書をしっかり来年以降使っていくというふうに決定しているということを考えてときに、やはり本市におかれましても、8月22日という時間的な余裕は多少あるかもしれませんが、しかし、この8月の中で、どれほどの情報をもたらされるか、非常に不明な点が多いのではないかと思います。

つきましては、現場の教員が調査・研究し、校内採択検討委員会に丸印をつけて出した第1希望の教科書を採択いただくようよろしくお願いいたします。

時間オーバー失礼いたしました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきたいと思います。

次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【細見指導課長】

それでは、請願第2号及び請願第3号について御説明いたします。

初めに、「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。資料1の1

ページを御覧ください。

「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」につきましては、令和3年4月27日開催の教育委員会臨時会で議案に付され、その方針について決定されたところでございます。

続きまして、「2 採択の基本的な考え方」の「(1) 採択の権限」を御覧ください。

教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に実施するものとしております。

続きまして、11ページの資料2「教科書採択における公正確保の徹底等について」を御覧ください。こちらは令和3年3月30日に文部科学省から発出された通知でございます。

17ページをお開きいただき、四角で囲んだ箇所を御覧ください。

本通知によりますと、「採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと」とされております。

続きまして、1ページの資料1にお戻りください。ページ下部の「(2) 採択する教科用図書」を御覧ください。

採択対象とする教科用図書につきましては、特別支援学校等において、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択しなければならないこととなっております。本日までに、文部科学省から、今回の閣議決定を受けての教科書目録の変更等に関する正式な通知等は届いておりません。

したがいまして、現在、文部科学省が作成する教科書目録に登載されている全ての教科用図書を採択対象として取り扱うものでございます。

続きまして、高等学校における教科用図書の採択手順でございますが、9ページの「高等学校における教科用図書の採択手順」を御覧ください。

1番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各校においてそれぞれの教科について教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。

この校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。例えば、国語でいいますと、国語という教科の中には現代文、古文、漢文に関わる教科用図書がありますが、それらに関わる国語科の全教員で調査研究を行う会でございます。そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力等を教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成いたします。また、各校において採択するのにふさわしいと考える教科用図書を複数選ぶとともに、その教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、市立高等学校全校の中から教科ごとに選任された調査研究員で構成されております。各校が選定し、候補とした全ての教科用図書について、独自の視点で調査研究を行い、⑤でその結果を「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

続きまして、「校内採択候補検討委員会」でございますが、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心とした構成員を校長が任命しております。構成員の人数といたしましては、本年度は各校の状況に応じて7名から19名で構成しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告を基に、「校内調査研究会」において選ばれた複数の教科用図書の中から、当該校で採択候補とする教科用図書1点に丸印をつけた採択候補一覧を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で「教科用図書選定審議会」に提出いたします。

審議会では、調査研究会等の報告を参考に審議し、⑦でその審議結果を教育委員会へ答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に教科用図書を採択するものでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。説明は以上です。

それでは、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

石井委員。

【石井委員】

事務局の御説明ありがとうございます。

今、教科用図書の採択手順を御説明いただきまして、それぞれの調査研究会である校内採択候補検討委員会、そういった審議会を経た上で教育委員会に提出されます。最終的には、教育委員会としては、それぞれのこうした手順を参考にしながら、また今の請願等も参考にしながら、我々の独自の視点で教科用図書を最終的に教育委員会の責任として公正に適正に採択をする必要があると思います。したがって、学校側が候補として丸をつけたものがそのままイコール我々の採択ということではないと思いますので、今回の請願については不採択としたらいかがでしょうか。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ただいまの請願3号についての御意見ということでよろしいですか。

【石井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

請願第2号についてなんですが、いろいろと請願の趣旨に書いてありますけれども、これは特定の用語に着目して請願を述べてまいりますということですが、我々教育委員としては、総合的に学校で使用する教科用図書としての適性というものを判断していきますので、ここの請

願第2号で書いてあるような視点に限定して請願を出されたとしても、なかなかそれを採択といえますか、認めるというのは難しいと思っております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。請願2号について、その主張されている視点を踏まえての御意見だったかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

請願第2号について質問ですけれども、非常に似たような内容の請願が県の教育委員会にも出されていたと思いますけれども、それについての結果等について御説明いただけますでしょうか。

【小田嶋教育長】

では、事務局から。

【瀬川庶務課担当課長】

類似の請願についての結果の御質問でございますけれども、神奈川県教育委員会宛てに教科用図書に係る同様の請願が出されておりました、新聞報道によりますと、特定の用語を使用していることのみを理由に採択しないことはないという理由によりまして、請願は不採択というふうな扱いになっていると報道されているところでございます。

以上でございます。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

全く同じことをする必要があるかどうかという議論は別といたしまして、こういった請願第2号とか第3号とか、あるいは教科書の閲覧に皆さんアンケートを書かれているのですけれども、そういった多面的な意見を取り入れながら、最終的には教育委員会が22日の臨時会のほうで決定するというのがよろしいのではないかというふうに思うのですけれども。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御意見としては、最終的にいろいろなこういった請願ですとか、アンケート等から頂く意見も参考にしながら、教育委員会議で22日に決定すべきものであるということで。考え方としましたら、2号について、県のほうで不採択ということでしたが、同様のお考えということによろしいですか。

【岩切委員】

プロセスとして、これを採択するというにはならないのではないかと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

高橋委員。

【高橋委員】

ほかの委員の方々もおっしゃっていますように、私、今回で教科書の採択は4回目になるわけですけれども、毎年いろいろな請願が出てきますので、この請願ですとか、会場に足を運んでくださった皆さんのアンケートですとか、もちろん自分自身で教科書を読んで勉強したりですとか、いろいろ情報を集めたりしつつ、そういういろいろなものを参考にして、いつも多面的かつ川崎の子どもたちにとって、また先生方が教えるという視点にも立って、どういう教科書が一番いいのかということを経年8月下旬の委員会のときに、皆さんと合議の上で決めておりますので、今回こういう教科書についての請願が上がってきたわけですけれども、今回この教科書にします、しませんということは判断できませんので、この請願については採択できない。つまり不採択になるのかなというふうに思います。

ただ、請願第3号について、請願の内容は具体的な行為として出されているわけですけれども、請願者の願意としては、現場の先生方の御意見を最大限尊重してほしいというような思いなのかなというふうに私は受け止めました。以前に、別の請願のときに、現場の先生方の意見を尊重して決定していきたいということは、委員会の中でも話合いがそういうことになっていると思いますので、その思いというか、先生方の意見を尊重するということはもちろん大事に持ちつつ、ただ、先ほど資料にもありましたとおり、教育委員の責任において決定するという意味では、上がってきたものを何も考えずに自動的に決定するというわけではないので、そういう意味でも、この請願3号については、非常に思いは受け止めるのですけれども、採択ということではできないのかなというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岡田委員、どうぞ。

【岡田教育長職務代理者】

今、それぞれの委員がお話くださったように、私も不採択でいいというふうに考えます。私も採択方針に基づいて採択を行うものでありますし、各委員がお話しになられたように、私たちが責任を持って採択していくということになりますので、現段階でやっぱり不採択が妥当だというふうに考えます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

各委員から御意見、考え方をお聞きいたしました。判断はこの後に全体でしたいと思いますが、私からも少し考え方を述べさせていただきますが、先ほど事務局から説明がありましたように、教科書採択については採択方針に基づいて行うものであって、外部からいろいろな働きかけ、情報、先ほどもありましたアンケートとか、こういった請願、そういったものは市民からの意見と

して尊重はいたしますが、それをそのまま事前に受け入れるべきではないというふうに考えています。審議においては、あくまでも採択方針に基づきまして、委員それぞれが重視する採択の視点ですとか、考え方があると思いますが、そういったことで議論することを通して採択すべき教科書を考えるべきであるというふうに考えております。

特に請願の2ですが、この請願審査を通して、請願の中で、ある特定の表現等に注目して、あるいはそれを重視した考えに基づく特定の教科書の適否を訴えている、そういう考え方に対して、我々がこの場で教育委員会として一定の判断を行うことは、我々としては教科書採択の基本方針、学習指導要領や、かわさき教育プラン等で重視している考え方を踏まえ、そして各委員のいろいろな考え方を踏まえるという、そうした本市の採択方針に反することにつながるのかというふうに思っております。そのような考え方にに基づく採択を求める考え方は、私としては受け入れ難い、請願第2号はそういったことで不採択にするのが妥当かと考えています。

また、請願第3号は、手続上の御意見として学校側が同意決定したものを採択するという、そういう請願内容でございますが、学校現場の考えは尊重していきましようということで、先ほど高橋委員からありましたように、昨年度の請願審査で、皆さんでこの考えを確認して共有しているかと思えます。ですが、教科書の採択は、先ほどの事務局の説明にもありましたように、教育委員会の責任と権限で行われるものになります。現場の考えを尊重しつつも、今回もその時々により課題になったり、また世間で議論になったりする場合も、特に高校の歴史の教科書の場合、毎年のようにそういったことがあるのですが、そういった際には、その時点での状況を確認したりとか、学校での議論の内容ですとか、また各校が目指している学習の方向性とか、そういったものを確認し、踏まえた上で、あくまでも各委員が主体的に採択を考えていくものでありまして、こういった請願を受けて自動的に丸をつけた教科書を採択するということとイコールというふうにはならないのかなと考えます。

よって、本市の教科書採択の方針とは相入れないので、そういった考え方は受け入れ難いかなということで、請願第3号についても不採択とすることが妥当であると考えます。

以上、私も含め皆さんの御意見を伺いましたが、採決は1件ずつ行いたいと思います。

まず、請願第2号につきましては、不採択とすることが妥当であると考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、請願第2号につきましては不採択と決定いたします。

続きまして、請願第3号につきましても、不採択と判断することが妥当だと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、請願第3号についても不採択と決定いたします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 請願第4号（通学路の安全確保に関する請願書）の報告について

【小田嶋教育長】

続きまして、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 1 請願第4号（通学路の安全確保に関する請願書）の報告について」の説明を庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので御報告いたします。

初めに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第4号読み上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より、意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告がありました請願第4号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

10 議事事項 I

議案第10号 令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱の一部改正について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第10号 令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱の一部改正について」の説明を指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号「令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱の一部改正について」御説明いたします。

議案書の「1 改正理由」を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「面接による検査」を中止するため、標記要綱の一部改正を行うものでございます。

次に、「2 改正内容」でございますが、新旧対照表のとおり、4の検査方法(1)におきまして、「作文を含む適性検査及び面接による検査」から「作文を含む適性検査」に改正するものでございます。

なお、昨年度も面接による検査を中止いたしました。特段支障なく入学者の決定を行うことができました。

1枚おめくりいただき、資料1中段の選考方法及び下段の改正による対応を御覧ください。

例年、適性検査、面接による検査、小学校での学習状況を見る調査書を7:2:1の割合で換算したそれぞれの得点の合計値の高い者から合格者を決定しておりましたが、昨年度の検査におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、急遽受検案内発行後の12月に面接の中止を発表しておきまして、適性検査と調査書を9:1の割合で換算し合格者を決定いたしましたので、今年度につきましても同様の対応で実施してまいりたいと考えております。

9:1にした理由でございますが、これまでも適性と面接の二つを合わせて検査を9、調査書を1と考えておりましたので、検査と調査書の配分を変えずに9:1にすることといたしました。

1枚おめくりいただき、資料2を御覧ください。

ただいま御説明いたしました内容に加えまして、濃厚接触者の対応につきましても、条件を満たす場合には別室での受検を認めることを併せて公表したいと考えております。

1枚おめくりいただき、資料3を御覧ください。こちらは改正後の要綱でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。

今回も、面接による検査の中止は今年度限りで、また来年はどうするかは来年で考えると思っ
てよろしいですか。

【五味指導課担当課長】

この要綱は年度ごとになっていますので、今回は令和4年度に限りという形で御判断いただ
ければと思います。

【高橋委員】

一応やっぱり集団面接があるないでは、先ほど特に大きな問題はなかったということで、入試
としては大きな問題はなかったとは思いますが、どうい子結果的に入ってきたのか
とか、そういうことについては見ていただいて、集団面接の持つ意味みたいなものを改めて考え
直してしっかり見ていただいて、来年度以降またどうするのかということをしっかり考えていっ
ていただければと思います。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

要綱というのは、年度にかかわらず、ずっと通して決まりとしてあるものと、それから年度ご
とにつくっていく要綱があるということで理解してよろしいでしょうか。つまり、今回のこれに
ついては、今、御説明がありましたように、令和4年度の要綱だからこう書いてある。だから令
和5年度になればまた改めて確認をする。そういう捉え方でよろしいですか。

【五味指導課担当課長】

要綱は毎年発効しておりますので、そのとおりでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

面接、先ほど昨年度はなくても問題はなかったというふうな御説明がありましたけれども、ぜ
ひ普段の生活であるとか、集団での行動、試験を受けるときも結構いろいろ見られるというこ
があると思いますので、ぜひそういうところもチェック項目に入れられないだろうかというこ

を思うのですけれども、そういったことを判断材料に入れるということに関しては、何かネガティブな意見とかがあったのでしょうか。

【五味指導課担当課長】

今までも面接を行いました、態度だけを以て判断するというだけでなく、こういったコミュニケーション能力があるかとか、そういったことを見ていましたので、一概に面接の態度だけで判断するのはどうかというところもございまして、今回はその辺のところを考慮しました。

【岩切委員】

それでは、作文等でもコミュニケーションというか、言語能力とか、そういったところが見られるということを考えていらっしゃるのでしょうか。

【五味指導課担当課長】

検査に関してなので、あまり詳しいことは申し上げられないのですが、適性検査は作文等もございまして、その辺は工夫していきたいと考えております。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第10号は原案のとおり可決いたします。

議案第11号 通学区域の一部変更について（小倉小・東小倉小学校区）

【小田嶋教育長】

次に、「議案第11号 通学区域の一部変更について（小倉小・東小倉小学校区）」の説明を教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

それでは、議案第11号「通学区域の一部変更について」御説明いたします。1ページ目を御覧ください。

「1 変更内容」でございますが、現在、小倉小学校を指定校としております幸区新小倉の地

区の一部につきまして、このたび東小倉小学校を指定校とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1に周辺図を御覧いただいています。位置関係をマップ上に落とし込んでおりますので、こちらで御説明させていただきます。

資料中段右にアルファベットでお示ししておりますのがゴールドクレスト社による共同住宅の開発状況でございます。A棟からH棟まで合計で約2,500戸の計画になってございます。そのうち開発順にB棟、A・C棟、E棟、下の4棟につきましては、既に入居が済んでおりまして、小学校は小倉小学校、中学校は南加瀬中学校を指定校としております。その北側のH棟につきまして、本年12月下旬から入居が予定されており、こちらのH棟一棟で、当該開発における最大戸数であります15階建て約680戸の供給が予定されているところでございます。入居済みの共同住宅と合わせて、全ての児童を小倉小学校だけで受け入れることは不可能であるため、令和7年度に当該地区に新校が開校するまでの間、H棟及び点線の丸で囲んでおります今後建設予定中の二棟につきましては、指定校をさらに北側にあります東小倉小学校とし、分散して児童を受け入れる計画でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

ただいま御説明した内容が、「2 変更対象地区の状況」及び「3 変更の理由」に記載してございます。

次に、「4 施行日」でございますが、本日議決をいただきましたら、議決の日をもちまして施行し、今後、H棟に入居される方へ指定校を御案内してまいりたいと考えております。

ちなみに、先ほどの点線で囲んでありましたH棟以後に建てられる計画のあるマンションですが、これについては具体的に供給年度がまだ見込みが立っていないという状況にございます。まず、H棟に入居される方へ指定校、東小倉小学校という御案内をしてまいりたいと考えております。

また、「5 その他」にございますが、これまでに東小倉小学校PTA役員会、それから日吉地区の町内会連絡協議会の場をお借りしまして、当該通学区域の一部変更につきまして、保護者や地域の方々へ御説明してまいりました。なお、これまで説明の中では、PTAや地域の方からは特段御意見はございませんでした。

最後に、3ページにございます資料2につきましては、学校規模の推移や今後の学校規模の推計等の資料を添付してございますので、こちらは後ほど御参照いただければと思います。

教育政策室からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

通学区域の変更になる住所の子どもたちについて、通学路の安全確保、安全性は大丈夫でしょうか。そこだけ確認させてください。

【二瓶教育政策室担当課長】

先ほどの東小倉小学校のPTAの方々に御説明しに行ったときに、当該校の坂本校長先生のは

うから、PTAの皆さんと一緒にこの通学路の安全対策についてしっかり考えていきましょうというお話もございました。また、特に事務局の通学路の安全対策の所管部署等も協力しながら、しっかりと安全対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【高橋委員】

特に危ないところはないとされていていいですか。小倉陸橋の、H棟のいわゆる小倉陸橋というか、そのすぐそばだと思うのですが、ここは結構車通りが多かったなというのと、私も歩道がどういうふうになっていたのかがあまりちょっと覚えてないのですが、何となく変則的な交差点だったので、もし専用の歩道があるとか、例えばちょっと安全が危ないのであれば、キッズガードさんとかボランティアさんにも立ってもらって見通しであるとか、その辺りはどうでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

現時点ではしっかりとした通学路というのはまだこれから策定ということですが、H棟が小倉陸橋の跨線橋にストレートにまずデッキが出来上がります。そこから線路沿いに東小倉小学校に向かうところにつきましては、ガードレールが片側に設置されておるのですが、非常に歩道が狭いというふうに学校は判断しております。そのため、今、学校のほうでも線路沿いのガードレールの細い歩道を通すこともあるのだけれども、なるべく車道が少ないといえますか、車の通りが少ないといえますか、こちらの地図で言いますと、どちらかというと塚越中学校側にはないですけれども、少し配慮を考えながら、しっかり安全対策を取っていききたいと、そのように伺っているところです。

【高橋委員】

しっかり対策のほうをお願いします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にもお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

1 1 報告事項Ⅲ

報告事項No. 3 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅲに入ります。

「報告事項No. 3 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【永石教育政策室担当課長】

それでは、報告事項No. 3 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」御説明申し上げます。

お手元の報告事項No. 3 資料1「【概要版】教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和2年度】」で御説明をいたします。

まず、1ページを御覧ください。

川崎市教育委員会では、平成31年2月に策定いたしました「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、本来的な業務に一層専念できる環境を整備するなどの取組を推進しております。

「1 当面の目標に対する状況」を御覧ください。

方針におきましては、当面の目標といたしまして「正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにするとともに、45時間を超える教職員を減少させていく」を掲げております。

表1「1か月当たりの時間外在校等時間が45時間、または80時間を超える教職員の割合(校種別)」を御覧ください。

こちら、積み上げ棒グラフが令和2年度、積み上げ折れ線グラフが令和元年度を表しております。それぞれ下が45時間から80時間以下の割合、上が80時間を超える割合となります。例えば、小学校の6月を例にいたしますと、令和2年度の45時間を超え80時間以下の割合は40%程度、その上の濃い色につきましては、80時間を超える割合が10%程度であることをお示しします。また、折れ線グラフ、点線が令和元年度の45時間を超え80時間以下の割合を示しますので、同じ6月で見ますと50%程度、点線からその上の実線までが80時間を超える割合ですので、これが10%を少し下回る程度であることとなります。そして、積み上がった高さが45時間を超える割合となりますので、小学校における令和元年6月のその割合は55%程度となります。

昨年度を具体的に見ますと、前半は4月から5月の臨時休業や夏季休業が短縮されるなど、コロナの影響を大きく受けておりますが、9月以降は一定程度正常化する中で、前年度より若干、長時間勤務者の割合が増加しております。とりわけ中学校と高等学校で80時間を超える職員の割合の増加が顕著となっております。

右手の囲みの年間平均を御覧いただきますと、全ての校種で45時間超えの割合が減少してお

り、校種別では、部活動が盛んな中学校が最も長時間勤務者の割合が高く、45時間超えと80時間超えがそれぞれ4校種の中で最高となっております。

次のページをお開きください。表2「時間外在校等時間数ごとの教職員の割合」につきましては、昨年度は9月、10月にかけて、80時間超えの割合が多くなっておりまして、成績処理等に加え、臨時休業により学校行事が後ろ倒しになったことも一因であると考えております。

次に、表3の「80時間を超える教職員の割合（年代別）」につきましては、29歳以下の教職員が最も多くなっておりまして、これは令和元年度と同様の傾向となっております。

次に、表4の「80時間を超える教職員の割合（職名別）」につきましては、9月、10月と年度末の3月で高まる傾向がある中で、教頭・副校長では特に3月が高くなっております。また、年間平均では、教諭、総括教諭の順で高くなっておりますが、これも令和元年度と同様の傾向となっております。

続きまして、「2 現状の考察」でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、臨時休業の実施や夏季休業期間の短縮をはじめ、児童生徒の感染対策の実施など、働き方に大きな影響が出ました。平成31年4月からICカードによる出退勤管理を開始したものの、このような状況下で前年度との比較は困難でございますが、学校からはこれまで実施してきた取組によりまして、本来業務に専念できる時間が増えているとの意見も多く寄せられており、定性的な効果は上がってきているものと考えております。

次のページをお開きください。目標に掲げました「80時間を超える教職員の割合」につきましては、年間平均で9.4%となりまして、令和元年度から僅かに減少したものの、目標の達成に向け、さらなる取組が必要でございます。

また、もう一つの指標であります「45時間を超える教職員の割合」は40.2%となりまして、令和元年度から減少しております。

次に「3 令和2年度の取組について」を御覧ください。

方針に基づきます令和2年度の取組や令和3年度の主な予定について、御説明させていただきます。

初めに、「視点1 学校における業務改善・支援体制の整備」の取組でございます。

「1 各学校における業務改善の支援」としまして、令和元年度の業務改善推進校の取組事例集を配布するとともに、中学校3校を「業務改善推進校」といたしまして、専門的知見を活用した業務改善を推進したものでございます。

また、新型コロナの感染拡大を受け、国の補正予算による施策を実施する中で、教職員の働き方改革に資する事業もございまして、ここでは「特別支援学校スクールバスの増車」と「学校へのモバイル端末導入」がそれに当たっております。

次に、「2 学校給食費の管理のあり方」につきましては、令和3年度からの学校給食費の公会計化導入に向けた準備を行い、4月分の給食費から公会計を実施したところでございます。

次のページをお開きください。「6 研修体制の見直し」でございます。

当初の計画では、研修の整理や精選、eラーニングへの移行を目標としておりましたが、コロナの影響によりまして、動画配信やウェブ会議システムなどICTの積極的な活用が進んだところでございます。

次に、「7 調査業務の見直し」につきましては、学校に対して発出する調査等の見直しを行い、

調査の廃止4件、統合8件を実施したところでございます。

次に、「8 留守番電話の設置」につきましては、市立中学校等に設置いたしまして、小学校、中学校及び特別支援学校全校への設置を完了したものでございます。

次に、「視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保」の取組でございます。

「3 教職員事務支援員の配置拡充」につきましては、こちらも国の補正予算を活用いたしまして、全ての小中学校に、教職員事務支援員又は障害者就業員を前倒しでの配置が完了し、併せて「活用事例集」によりまして、効果的な活用方法についての周知を行い、文書の仕分けなどの業務において活用されております。

次に、「4 部活動指導員の配置拡充」につきましては、中学校22校に配置いたしまして、多くの学校で実技指導や大会の引率などに従事し、教員の負担軽減につながっております。今年度につきましては、中学校全校への配置を予定しております。

次のページをお開きください。「視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進」の取組でございます。

初めに、「1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革」につきましては、「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し、教職員の時間外勤務の状況、事務局による取組を紹介するなど情報共有を行いました。今年度につきましては、意識改革につながる研修を実施するとともに、学校評価への働き方改革に関する項目を設定し、点検・評価を行うなど、意識改革につながる取組を進めております。

次に、「3 学校閉庁日の実施」につきましては、高等学校を新たに対象とし、冬季休業中につきましても2日間実施いたしまして、教職員が休暇等を取得した割合が、約97%と高い取得率につながったところでございます。

最後に、「5 ヘルスリテラシー向上の取組」につきましては、長時間勤務者への巡回による産業医面接を開始するなど、取組を強化したところでございまして、今年度につきましても、メンタルヘルス対策の推進等に取り組んでまいります。

次に、「4 今後の取組について」でございますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、GIGAスクール構想の推進への対応等が求められる中で、目標を達成するためには、業務改善や支援体制の整備などの負担軽減策に併せて、教職員の働き方に関する意識改革などの取組が必要でございます。

教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるようにするため、本来的な業務に一層専念できる環境を整えるとともに、時間外在校等時間の削減に向けた意識の醸成に取り組んでまいります。

なお、報告事項No. 3資料は、今、御説明しました報告事項の本編となっておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針改定に向けた基本的な考え方」につきましまして、資料2で御説明を申し上げます。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、「1 現方針の概要」でございますが、方針の位置づけにつきましては、かわさき教育プラン第2期実施計画の具体的取組を示すものとして位置づけておりまして、取組期間につきましては、教育プランと同様に平成30年度からの4年間となっておりますことから、今年度内の改定が必要でございます。

取組の視点及び取組内容につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、「2 方針策定後の主な環境の変化」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想の進展、関連法整備など国の動向の急速な変化がございますので、今回の改定に当たりましては、これら環境の変化に対応できるよう検討を進めてまいりたいと思います。

次に、「3 これまでの成果と課題」でございますが、方針に基づく取組により、教職員が本来業務に専念できる時間が増え、「定性的な効果」は生み出されつつある一方で、「80時間を超える職員ゼロ」の速やかな達成は容易でない状況であると考えております。この点、学校現場からは、一律の在校等時間の縮減の推進は、教職員のモチベーションへの影響を懸念する声もいただいておりますので、長時間勤務の是正とモチベーションの維持向上のバランスを取りながら取り組む必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、学校業務における業務改善など、教職員の負担軽減の施策は一定程度実施してきており、今後は不十分な点を補完するとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革を重点的に進める必要があると考えております。

これらを踏まえまして、「4 改定の方向性」につきましては、引き続き、かわさき教育プラン第3期実施計画の具体的取組とする方向で検討を進めてまいります。全体のつくりといたしましては、方針の基本的部分を教育プランに位置づけ、4年間の取組期間を維持しつつ、具体的な取組につきましては、環境の変化等に機動的に対応するため、随時見直しができるよう検討を進めてまいりたいと存じます。

さらには、「当面の目標」につきましては、時間外在校等時間の縮減に加えまして、働きやすさなど、質的な改善につながる目標設定も視野に検討を進めてまいりたいと存じます。

スケジュールにつきましては、令和4年3月下旬を目指してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

非常に取組が多岐にわたっておりまして、データもグラフ等いろいろありますが、御質問等ございましたら、お願いいたします。

石井委員。

【石井委員】

中学校の部活動が非常に大変だということで、80時間が増えているというお話で、それに伴いまして、部活指導員が22校ですか。あと51校でしたか、中学校は。そうすると、あと30校ぐらい必要になってくるのかなと思いますが、この辺の確保の予定というか、見通しというか。それから、学校閉庁日が昨年度は夏と冬で5日間ですね。やっぱり休みって非常に大切だと思っております。この休み、年休が取れる、先生方にそれぞれ休みが取れる、そういう閉庁日を少し延ばすとか、そういった取組というのは考えておられるのでしょうか。

2点です。

【永石教育政策室担当課長】

まず、1点目の中学校の部活につきましては、これまでも様々な調査とか、情報を見ますと、やはり部活が中学校の時間外の長さにかかなり影響していることは承知しております。ですので、22校というのは、まだ全校に満たない状況でございますので、今年度の予定としましては、全ての学校に1名ずつの部活動指導員の配置を予定しております。

ただ、所管から聞くところによりますと、人材等のマッチが課題となっていると聞き及んでおりますので、52校全てへの配置を予定しながら、最終的に何人配置できるかにつきましては、学校とのマッチングの結果次第になろうかと思っております。

次に、2点目の学校閉庁日につきましては、昨年度から5日間に増やしたところでございますので、その効果検証を見ますと、確かに休暇の取得につながっているということでございますが、様々な調整が必要になるかと思っておりますので、他都市はもう少し長めの設定をしているところもあると聞き及んでいますから、前向きに捉えながら検討、調整をしていきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、石井委員。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

3点あります。

まず、一つ目は、石井委員もおっしゃっていた部活動指導員についてですけれども、中学校の部活は1校1部じゃないので、多分一つの学校に一人だけいても効果がまだまだかなというところがあって、今、人材確保が難しいというお話もあつたのですけれども、全校配置1校一人と言わず、先生方の負担を減らしながらも、子どもたちの部活動が確保できるような形で指導員の配置を拡充していただけたらなと思います。

次に、学校司書さんですけれども、私の子どもが行っている学校にも司書さんが配置されて、図書室に子どもたちがすぐ来てくれるようになったり、先生方と司書さんの連携で授業でいろいろな形で学習が広がっていくなということを、私も図書ボランティアをやっていて実感していますので、学校司書さんの配置の拡充、これを先生方の負担も減らしながら、学習の質を上げるという両方ができる施策だと思うので、ぜひ拡充を進めていただきたいと思います。

最後の一つは、先生方の働き方改革と直接関係はないかもしれないのですけれども、先生方の働き方が進むということは、端的に言えば先生方が働く時間が減ることなので、学校が開いている時間が減ることにつながったりすると思うのですが、それはよく考えたら、学校にしか、例えば居場所ないという子がいた場合に、居場所が減ってしまうという、そういう側面もあるのかなと、ちょっと思いました。なので、先生の働き方を進めたときに、今まで先生方が無理をして担っていた部分の子どもたちの居場所とか受け止める部分というのを、社会とかの別のところで、やっぱり受け止めていく必要があるのだなというふうに今思ったので、この働き方改革には直接は関わらないのですが、その辺りを子どもたちの居場所とか、受け止めているところが減らないようにしながら、先生方の働き方改革を進めるということが大事かなというふうに思ったので、感想になりますけれども、意見を言いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。感想ということで、コメントは何か担当のほうからは。

【永石教育政策室担当課長】

では、部活動指導員につきましては、おっしゃるとおり各校1名では、まだ足りない部分がございますので、今現在、次の市全体の様々な計画を練っている状況で、確定的なことは申しづらいのですが、もう少し拡充に向けて庁内的な調整を進めていきたいと考えております。

司書につきましては、資料にも、これまでの間も充実をさせ、数的に充実はさせてきていて、今年度につきましても、去年は42名だったところを56名配置ということで目指しておりますので、御要望に添えているかと思っております。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

働き方改革という話がある一方、いろんな企業でもそうなのですが、自分たちのいる会社、あるいは部門というのを、皆さん特別だとおっしゃるのです。つまり、なかなか効率化であるとか、残業を減らすというのは難しいのだというのがいろんなところで言われるのですけれども、多分、中学校等も皆さん同じようなことを言われているのかなということを想像しながらお話を伺いました。

昨年度からですけれども、コロナの影響もあって、かなりいや応なくICT化が進んだと思うのですね。そういった中で、ICTによる、かなり効率化というものができた部分と、あるいはICTの導入によって、逆にそれにかかなりの先生方の時間がかかっている部分があるかと思うのですが、その辺の分析というか、こんな傾向が見られますとかあれば教えていただきたいなと思います。

【小田嶋教育長】

政策室のほうから。室長からお願いします。

【田中教育政策室長】

教育政策室長の田中でございます。

普通、働き方改革を進めようと思うと、ICTの活用は一丁目一番地だと思っていまして、遅ればせながら、GIGA端末が教員にも一人一台入って、スタート地点に立ったかなと思っております。岩切委員がおっしゃるとおり、二面性がありまして、校務、例えば授業の準備をするときには、今まではケインズ端末でやらなきゃいけなかったものが、GIGA端末でできるようになりましたので、すごく授業の準備がやりやすくなったという面もありますし、子どもに理解度のアンケートを取るときも、グーグルフォームを使えばすぐに分析もでき、集計もできますし、

保護者にアンケートなんか取ることもできるということで、校務の効率化に向けた可能性を秘めているアイテムで、ある学校では職員会議もペーパーレスでG I G A端末でやっているというところも出てきておりますので、進んでいる面と、あと、やっぱりどうしても、そもそもI C T機器の取扱いが苦手だという教員も一定数おりますので、授業をI C T機器を使ってやるために時間がかかっていると。あるいは、若い先生で得意な先生でも凝りすぎて、授業のかなりの部分をこれでやりたいということで、やり過ぎてしまっている部分ですとか、やっぱり両面ございまして、その辺のバランスを取りながら、授業のどの部分に活用していくのが子どもたちにとって分かりやすいのか、そういうところも今、総合教育センターのほうで検討していただいておりますので、その効果的な使い方と、それから校務の効率化、併せて進めていきたいと思っております。

最終的には、授業の効果も上がりながら、校務の効率化も進んでいくんじゃないかと思っておりますので、きちんと進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

こういった仕事の進め方改革ということが、時間を短くすることだけが目的ではなくて、やはり先生方の余裕ができて、子どもたちとの向き合い方というのが変わっていくとか、プラスに変わっていくこと、あるいは先生方の余裕ができることで、いい授業ができるとか、そういったところが目的ですので、ぜひそちらのほうを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【田中教育政策室長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。

田中委員。

【田中委員】

いろいろ御説明ありがとうございます。

実は、私自身、若いとき10年間ぐらい民間のシンクタンクにいて、そこでは100時間超えの残業が当たり前の状況ですから、今、先生方の80時間というのを見てみると、本当に大変な状況になっていらっしゃるのだなというふうに思います。シンクタンク業務は、最初のモチベーションとの関係もありましたけれども、いっぱいやっていることがモチベーションだなというのもあって、かなりたくさん時間を使いながら頑張っているという面がありましたけど、学校の先生方は、個別指導であったり、集団指導であったり、やはりある程度心理的、時間的なゆとりがなければなかなかできない、気持ちの大事な部分であるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、もう少し時間的負担が少なくなるような方法をさらに追求していただきたいと思います。

そういう中で、今日は非常に細かくデータも出していただいて、視点も非常に体系的に考えていらっしゃるものですから、これをさらに効果的な方向に進めていただけるとありがたいなとい

うことを切に感じました。

その上で、二つ質問ですけれども、一つは、現在のところ時間外の在校時間をこうやってきちんと管理されているのですけれども、実際には持ち帰りで、家でやっている先生も割と少なくなっているのではないかなと思うのです。持ち帰りの時間も含めた先生方の労働時間全体を、捉えるのは難しい面もあると思うのですが、その辺り、今後どうやって捉えつつ、労働時間全体を圧縮していく方向性というのをどのように考えていらっしゃるか、それが質問の一つです。

もう一つは、今の小中学校の先生方も、事務量というのはやはりかなりあるものと感じていて、高校や大学に比べると、小中の先生方のほうが、事務職員が高校、大学ではやっているような部分を先生方がやっていたらいいような部分が多いのではないかなと思っているのですけれども、そういう中で、視点の2にある、2番目、3番目ですか、学校事務職員の能力活用とか、教職員事務支援員の配置とか、その辺りを進めていく中で、今後はそれまでは先生方がやっていた事務の部分を事務職員なり、支援員にどこまで移行していくというのですかね、先生方がやっていた事務を事務職員の部門で、どこまでやっていけるか、その辺り、どのように考えていらっしゃるのか教えていただければありがたいと思います。

【川合教職員企画課担当課長】

まず、持ち帰り業務についてですが、文部科学省の指針の中で持ち帰り業務についての考え方が示されております。まず、自宅に持ち帰って業務を行った場合、その時間は在校等時間に含めるのかということについて、本来、業務の持ち帰りは行わないことが大原則ですので、在校等時間には含まれないという認識です。

それで、持ち帰り業務も在校等時間に含まれないとすると、上限時間を守るためだけに自宅に持ち帰って業務を行う時間が増えるのではないかなという懸念があるということにつきましては、やはりその上限を守るためだけに持ち帰るということが増えるということは、現に避けなければならないと。仮に業務を持ち帰りが行われている実態がある場合は、校長等がその実態把握に努めるとともに、適切な業務量の設定と校務分掌の分担を図るよう働き方改革の考え方を職員に周知する、指導する必要があるという見解が示されております。教育委員会としても、同様の見解で取り組んでいきたいと考えております。

【久保教職員企画課長】

あと2番目、3番目に御指摘ございました学校事務職員の能力活用と教職員事務支援員の配置拡充につきまして、教職員企画課の久保のほうから、説明させていただきます。

おっしゃるように、教員の業務というのは非常に幅広で、実際も本当に様々な業務がたくさんあることと思います。中教審の答申等でも業務について幾つか種類分けがなされていたかなと思いますが、その中でも、まず学校の業務なのか、学校がやるべき業務なのか、それとも学校以外、教育委員会とか、そういったところが担うべき業務なのかという分かれ方。学校が担うとしても、それは教員が担うべき業務なのか、教員以外が担うべき業務なのかといった分類のされ方もしていたと思います。

こちらにございます教職員事務支援員につきましては、学校の業務であり、かつ教員の業務とされている部分をサポートするために任用しているものでございますので、学習プリントの印刷ですとか、あるいは配布物の仕分け、教員が学校教育の授業を、教育活動を行う上で必要になる

ものサポートをする、そういった意味では、今、説明の中にもございましたように障害者雇用等も含めまして、全小中学校に配置されている状況でございますが、非常に効果が高い、学校現場からも非常に期待も高いというか、実際に助かっているという多くの声を伺っているところでございます。

それとは別というか、学校の業務だけれども教員の業務ではないとされているものについては、例えば事務職員が担うといったことが考えられるというところがございますので、その辺りについては、例えば、学校事務職員というのは、中教審の答申等でも事務、財務の専門家として、より主体的に学校運営に関わるべき存在だということで、平成29年度に学校教育法も改正されて、今までは学校事務職員は従事するといったところから、学校の事務をつかさどるといった形に変わったところがございます。

ただ、学校事務職員というのは、基本的に一人配置、学校に一人しかいない。クラスによって、ある程度のクラス規模になると二人配置されるといったところがございまして、学校によって当然業務量の差もかなり大きくあるという状況で、どの学校でも同じ事務を執行するといったことは、ちょっと今の体制で考えるのは非常に難しいこともございますし、学校事務職員に過度に業務が集中しないように、学校によっては、今も事務職員がやる相当の業務を一部の教員が担っているといった現状もございます。

ただ、各学校に配置されているといったところでは、その事務処理を効率化して、要は職務をより一層広げた職員の資質も向上するといったところで効率、効果的な執行体制を今、検討しているといったところでございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

田中委員、よろしいですか。

【田中委員】

どうも御丁寧な説明をいただき、ありがとうございました。よく分かりました。

1点だけ、ちょっと確認したいのですが、持ち帰りの業務について、いろいろ二通りあると思うのですね。一つは、非常に熱心な先生で、とにかく、もうきめ細かく授業の準備をしたり、子どもに対するサポートをしたりということで、時間が足りないから家に持ち帰ってでもやりたいという意欲的な先生、こういう先生については、あまりそこまでやらなくてもというような御指導もあるのかもしれませんが。ただ一方で、学校全体の教育業務の多さの中でやむを得ず家でやらざるを得ないという先生方もおられると思うのですが、そういう部分を防ぐために教育委員会として、さらには学校の管理職として、学校の教育業務の効率化みたいなものは、今後とも最大限に頑張って進めていこうというふうに思っていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

【川合教職員企画課担当課長】

おっしゃるとおりでございます。

【田中委員】

分かりました。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

業務の持ち帰りについて、ちょっと水を差してしまうような意見になってしまうかも知れませんが、例えば今、結婚して子どもがいらっしゃっても働いている若い女性の先生が多いと思うのですけれども、すごく普通に考えて、例えば3時半まで子どもがいて、その後に会議があって、気づいたらもう5時半で、5時が退勤の時間なんだけれども、子どもが帰ってくるから家に帰って、自分の子どもを迎えないといけないといって帰ると、学校にいる時間しか仕事はしちゃいけないとなると、どうやって仕事を回すのかなというのが、すごい現実的な問題としてあると思っています。なので、もちろん仕事を家に持ち帰るということはあまりよくないことだし、管理がすごい難しいというのは分かっているのですけれども、でもやっぱり、ほとんどの人が介護もありますし、ワーク・ライフ・バランスとか、いろんなことを考えていく中で、持ち帰りで仕事をしないで全部やってくださいというのは現実的にちょっときれいごとだなという気は、今話を聞いていて思いました。

もちろん、すぐにそれが解決できたり、管理できるわけではないというのは分かっているのですけれども、でも、やっぱりICTという機器が入って、私たちはそのツールを、今までなかったものを手に入れたわけなので、今までのそういう価値観というか、そういうものに捕らわれないで、どうやったら先生方が自分の、いわゆる人生とか、生活とかというものをやりながらも、授業を研究したりとか、学校、よりよい教育を求めていけるのかというところは、また考えていかなければいけないのかなと。川崎市だけで考えられるものではないと思うのですけれども、そこはちょっと、何か頭の片隅に入れていただきたいなと思いました。

特に小学校は、学校にいる時間はほとんど先生は子どもたちに対応する時間で終わってしまうという現実がずっと変えられないまま、でも先生たちの働き方改革をしなきゃいけないという、その無理というのを、何となく正面から向き合わないでやっているなというところが、いろんな資料を見たりして思うところがあるので、ちょっとそこは意見というか、感想になってしまうのですけれど。

もう一つ、すみません、さっき言い忘れちゃったところで、専任化、来年度から小学校高学年でも、算数と、何でしたか。

【小田嶋教育長】

教科担任制。

【高橋委員】

教科担任制のところ、実施していくというような報道も出ているのですけれども、それがこの中には入っていないかなと思うのですけど、もしつながるとしたらどの辺りかなというのを最後に教えてください。

【久保教職員企画課長】

では、こちらのほうでお答えいたします。

あえて、位置づけようとしたら、4ページの、スライドの4ページの資料の視点の2-1に教職員配置の工夫というところがございます。

先ほど、小学校のところの例も出されていましたが、確かに小学校の先生は基本的に学級担任を持っておられますので空きコマがない。そうすると朝から子どもたちが帰って、その後、当然残務という形での職員会議、それから授業の準備、当然、ちょっと時間的に今、厳しい状況になっています。

そこに教科担任制という形に、要は専科を入れるということでは、空きコマをつくるという、非常に働き方の観点から見れば、効果が見込める施策だと思ひまして、これにつきましては、一応令和4年度を目途に小学校5、6年生を中心として、教科も幾つか出たので、例示されているかとは思いますが、その辺りで進めていくというようなことはいろいろ言われてはいるのですが、まだまだちょっと具体的な形が一切、我々の中に情報は入ってこないというところでは、単純に専科をやられる教員の分が定数として国から入ってくるということであれば、我々は何もデメリットとかを考えずに、いろいろ工夫ができると思うのですが、必ずそうかと言われるとですね、もらった分だけどこかが取られるという、そういう懸念もありますので、文科省からどういう形で概要が示されるかによって対応が変わってくるかなと思います。

ここ2年ぐらいかけて、一部専科指導の教員を文科省、国の加配で一部導入をしております、各学校で活用していただいているところもあります。それについては、非常にやっぱり空きコマができるということは、それだけ非常に教員の働き方にもドンピシャに働くというところでの評価は頂いているところでございます。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

【田中委員】

すみません、1点だけいいですか。すぐ終わります。

【小田嶋教育長】

田中委員。

【田中委員】

時間を取って申し訳ありません。高橋委員が言われたこと、ちょっと気になって、やっぱり私も一言と思ひました。

自分自身、共働きで子育てしてきました。二人育てましたけれども、妻は東京都の公立小学校の教師で、ずっと働いていました。当時は、割と職場環境も緩やかで、昼休み時間は通常教師は給食指導と清掃指導があったりするので、休みが取れないので、正式には5時ぐらいでしょうか、それを少し昼休み分も早く取らせてもらって、4時過ぎぐらいに退出して、子どもを迎えにいっ

て、あとは家事をやったりとできていたのです。

先ほど高橋委員が言われたように、子育て中のお母さん教師があまり残業できないというので、せめて正規の時間に帰って、自宅で仕事というのもあるのですけれども、今、これだけ国を挙げてリモートワークが奨励されている中で、教師だけが全て職場で仕事をしなきゃいけないというのはちょっとおかしいような気がするので、リモートワークを取り入れるという意味で、子どもたちが帰ったら、子育て中のお母さんは年休ではなくて、残りの業務は家でやるという形で、個人情報管理はきちんとやりながらということもあるのかなと思いますので、これは、文科省の方針であったり、いろいろ子どもたちの個人情報管理、いろんなことがあるので、そんな簡単にはいかないかもしれませんが、考え方としては、家で介護の負担がある方とか、育児の問題があるとか、家に障害を持つ方がいらっしゃるとか、いろんな関係があると思うので、教師もリモートワークを年休で取るんじゃなくて、リモートワークして家で働くという部分をこれから試行的にも増やしていけるといいなと感じました。

以上です。感想ですので、特に強い意見ということではありませんけれども。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

コロナの状況において、例えば、私のいるところでもカウンセリングの時間が圧倒的に増えていて、非常に多いケースを今やっているの、これを減らすというわけにはいかないのです。そうすると、何が言いたいかというと、先生方は子どもたちのために頑張ろうとしたらアクセルを踏みたいということになって、それに生きがいを感じている。そこに対して、ブレーキを踏むみたいな施策というふうになってしまうと、策は次善でしかなくて、人こそ最善ですから、先生方の意欲とか、そういったもの、または教育上の効果というのを踏まえながら、どうしていくかというのがすごく大事だというふうに思いますので、資料2のところにございます改定の方向性の(2)にありますように、随時見直しができるようにということで、コロナ禍においては、先ほど言いましたようにカウンセリングなり何なりの時間が爆発的に増えるのは、もう目に見えていますので、そこを取り上げるのではなくて、全体を見ながら、場合によっては経年で見ていかなくちゃいけない場合もあるし、例えば学校現場で電気の使用量がどう減っているかなんていうのを見れば、ある程度見えてくる場所もないことはない。そんなところも踏まえながら、随時見直しができるというのを、ぜひ頭に入れながら、とても大切なところですのでお願いしたいなということ。

先ほど申し上げたように、例えばヘルパーズハイという言葉があって、人をレスキューしようとしていると、どんどん、どんどんハイになっていくのです。そうすると、次々に仕事をして、当たり前前にできるというふうになります。今年の傾向で、私のところだけではないように思うのですが、双極性障害の方が圧倒的に増えてきてしまって、双極性障害の場合は、躁状態になっているときは何でもできると思いますので、次々に手を広げて、次々に仕事をなさるといえるのか、していくということになりますので、そういったところの兼ね合いも、もしかしたら見極めが必要になってくるかなというふうには思うのですけれども。

元に戻りますが、アクセルを踏んで子どもたちのために教育に邁進していきたいという先生方と、それにブレーキをかけるというような発想ではなくて、いかに策は次善で人こそ最善なので、人をどう育てていくかという視点、お持ちになっている視点をさらに前進させていただきたいということと、そのために随時見直しができるという、とても大切な視点だと思いますので、それをぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかには、よろしいですか。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

すみません、一言だけ、お願いいたします。

先ほどからテレワークの話というのがありましたけれども、コロナの前は絶対に在宅なんてできないというふうに言われていた職場で、かなり在宅が進んでいるのがこの現状です。そういう意味で、切り出せば何かができるという状態はありますので、ぜひ教職員の先生方の在宅可能なものは何なのかという、そういった切り出しであるとか、あるいはそういった試みであるとか、どんどん進めていただけたらなというふうに思います。

よく言われるのが、行政関係の市役所のお客様対応、つまり市民対応みたいところは絶対にサービス対応は対面でなければできないということがよく言われていたのですが、今はメール、スマートフォンなんかを使ってチャットでやるというような時代になってきていますので、絶対にできないということはどこかにあるような気がするのですが、そういうことはないのだということで、ぜひ仕事の見直しというのを進めていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

非常に取組が多岐にわたっていることと、やっぱり現場の現実と目指している部分との乖離がどうしても出てきているというところで、各委員からそれぞれの立場で、視点で御意見いただきましたので、また、それを受け止めながら活かして行って、次の改定に向けて行っていただければというふうに思います。

それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

ここでちょっと休憩をお諮りしたいと思いますが、この後の報告、長めのものが続くので、こ

の後10分間、15時55分再開ということで休憩にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのようにいたします。

(15時45分 休憩)

(15時55分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

12 議事事項Ⅱ

議案第12号 令和2年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第12号 令和2年度 公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大島健康給食推進室担当課長】

それでは、議案第12号「令和2年度公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』」について、御説明させていただきます。

取組評価の説明に入る前に、今回の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定するに至った経緯について御説明させていただきます。

「議案第12号 資料」1ページの「参考資料1」を御覧ください。こちらでございます。

「経営改善及び連携・活用に関する方針」の実施経緯についてでございます。本市では、平成14年度の第1次行財政改革プラン策定以降、出資法人の「効率化・経営健全化」に向けた取組を推進してきたところですが、今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国の通知においても「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化しております。

こうしたことから、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行財政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会 出資法人改革検討部会」からの提言を踏まえ、「出資法人の経営改善指針」を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」

に改めるとともに、平成30年度に、法人ごとに「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定いたしました。お手元の「議案第12号 資料」5ページからの「参考資料3」として添付させていただいているものでございます。

本日は、この方針に基づく令和2年度の「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして、御説明させていただきます。

それでは、お手元の議案書「令和2年度 公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』」につきまして、説明させていただきますので、1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

まず初めに、「1. 本市が求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。

「本市施策における法人の役割」でございますが、本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しております。

本法人は、市立学校の学校給食に係る安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給しています。また、給食に関わる研究協議会の開催など、市と連携して児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っております。

「法人の取組と関連する本市の計画」は、記載のとおりでございます。

「4か年計画の目標」としましては、安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑・適正に実施されるよう努めてまいります。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底や給食会だよりなどの発行による情報提供等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与してまいります。

続きまして、「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、川崎市学校給食会として、こちらの①から④までの四つの事業に取り組んでおり、それらを一覧表にしております。各事業の評価を行うため、平成29年度の数値を現状値（基準）といたしまして各指標を設定し、それぞれの目標値を令和2年度における実績値及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。

こちらの各事業の取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきまして、御説明いたします。お手数ですが、別紙「議案第12号 資料」を1枚おめくりいただき、「参考資料2」を御覧ください。

初めに、2ページ上段の「①各取組の指標に対する達成度の選択の考え方」でございますが、実績値が「目標値以上」は、小文字の「a」、「現状値以上から目標値未満」は小文字の「b」、目標達成率60%以上から現状値未満は小文字の「c」、目標達成率60%未満は小文字の「d」としております。

次に、「②各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方」でございますが、指標に対する達成度に応じた点数が設定されており、その点数の平均点により、「目標を達成した」は大文字の「A」、「ほぼ目標を達成した」は大文字の「B」、「目標未達成のものがあるが一定の成果があった」は大文字の「C」、「現状を下回るものが多くあった」は大文字の「D」、「現状を大幅に下回った」は大文字の「E」となっております。

1枚おめくりいただきまして、「③各取組に対する費用対効果の評価の考え方」ござい

すが、行政サービスコストに対する達成度につきましては、実績値が目標値の100%未満は、片括弧の「1）」、実績値が目標値の100%以上から110%未満は片括弧の「2）」、実績値が目標値の110%以上～120%未満は片括弧の「3）」、実績値が目標値の120%以上は片括弧の「4）」となっており、これと本市による達成状況の評価を踏まえ、費用対効果が、「十分である」は「(1)」、「概ね十分である」は「(2)」、「やや不十分である」は「(3)」、「不十分である」は「(4)」となっております。

最後に「④今後の取組の方向性の選択の考え方」でございますが、ローマ数字の「Ⅰ」が「現状のまま取組を継続」、ローマ数字の「Ⅱ」が「目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続」、ローマ数字の「Ⅲ」が「状況の変化により取組を中止」となっております。なお、この取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきましては、この後の生涯学習推進課から御説明いたします、議案第13号においても同様の考え方となっておりますので、この「参考資料2」につきましては、その際にも御活用いただきたいと存じます。

本日は、各事業の取組の指標について、「実績値」「達成度」「本市による評価・達成状況、費用対効果」「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。

それでは、「参考資料」はお開きのまま、「議案第12号」の2ページにお戻りいただき、事業取組別を御説明いたします。

初めに、「①安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給」につきましては、評価の指標が三つございます。「給食停止等の発生件数」の指標としましては、令和2年度の実績値は0件で目標値を達成し、達成度は小文字の「a」、「学校給食物資納入業者登録数」の指標としましては、令和2年度の実績値は「28社」で目標値に達しなかったため、達成度は小文字の「b」、本市による評価は大文字の「B」でございます。

「事業別の行政サービスコスト」の指標では、その事業にかかるコストから、市からの補助金・委託料を含まない、法人自身で賄った金額を控除して算出しています。プラスの場合は、市の財政支出で賄われるコストとなり、マイナスの場合は、コストを上回る自己収入があるということとなります。令和2年度の実績値は「5,535万円6,000円」で、目標値を253万9,000円超過し、実績値が目標値の約105%となっており、達成度は片括弧の「2）」、費用対効果は概ね十分であるため、「(2)」、事業における今後の取組の方向性はローマ数字の「Ⅰ」でございます。

次に、「②給食物資に関する苦情件数の削減」につきましては、「物資に関する苦情への対応数」を指標として設定しております。給食会では、学校などの納入先から食材の品質に関する連絡があった際、物資を交換、代替品の納品等の対応をしておりますが、その実数の削減を目標値としております。令和2年度の実績値は478件で、目標値を2件下回り、達成度は小文字の「a」となっておりますが、引き続き、納品業者への事前の注意喚起や再発防止に対する指導を徹底していく必要があると考え、本市による評価は大文字の「B」、事業における今後の取組の方向性はローマ数字の「Ⅰ」でございます。

次に、「③給食物資の規格衛生検査の実施」につきましては、「食中毒発生件数」を指標とし、令和2年度の実績値は0件、目標値を達成し、達成度は小文字の「a」、本市による評価は大文字の「A」、事業における今後の取組の方向性はローマ数字の「Ⅰ」でございます。

最後に、「④成長期における児童生徒の健全な食生活に係る食育の推進」につきましては、「食育講座の参加人数」を指標とし、例年、学校給食物資納入業者の協力により、小学生を対象に実

施していた「ぎょしょく出前講座」の参加人数を実績値としておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止としたため、達成度は小文字の「d」となりました。しかし、コロナ禍で、教室等で対面により話ができない状況下で、子どもたちの食育につながる代替的な取組として、「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を活用して給食に三崎まぐろを提供する際に、給食会職員が市内小学校2校を訪問し、給食時間中の校内放送で全校児童に対し、当日提供した食材をテーマに食育講座を実施しました。コロナ禍での工夫として、校内放送を用いて食育講座を実施したこと、現在の社会状況と絡めて児童への食育が行えたことは一定効果があったものと考え、本市による評価は大文字の「D」としたものでございます。

また、今後の取組の方向性については新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、実施する内容等の検討を進めるほか、令和3年度は「アンケートによる受講者への理解度」を補足指標に加え、指標の目標値と併せて、達成状況を計るなどの改善を行い、取組を継続していくことからローマ数字の「II」としております。

続いて、3ページを御覧ください。

「3. 経営健全化に向けた取組」でございますが、「①給食費徴収業務の健全化」につきまして、「給食費の収納率」を指標とし、令和2年度の実績値は99.87%となり、目標を0.08%下回り、達成度は小文字の「b」、本市による評価は大文字の「C」、事業における今後の取組の方向性はローマ数字の「II」でございます。

なお、令和3年度からの学校給食費の公会計化により、令和3年度以降の学校給食費の徴収については市の事業となりました。学校給食会においては、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を引き続き行うこととなるため、令和3年度は指標を「給食費過年度未納金の収納率」に変更いたします。

続きまして、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、「①公益法人会計基準に則った会計処理」につきましては、コンプライアンスに反する事案を発生させないために発生件数を指標として、令和2年度の実績は0件、目標値を達成し、達成度は小文字の「a」、本市による評価は大文字の「A」となり、事業における今後の取組の方向性はローマ数字の「I」としております。

「②職員の資質向上にむけた取り組み」につきましては、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るため「法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」を指標とし、令和2年度の実績は17回であり、目標に達しなかったため、達成度は小文字の「b」、本市による評価は大文字の「C」、事業における今後の取組の方向性はローマ数字の「II」でございます。

続きまして、下に参りまして、「本市による総括」として、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」を御覧ください。

安全で安心な給食物資を継続的・安定的に学校に供給できていることは、学校給食事業の円滑適正な運営に大きく寄与しており、本市の求める役割を果たしていることは評価できますが、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進等には課題も見られます。

今後も安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営を円滑適正に実施することを期待するとともに、食育講座については、令和3年度は「アンケートによる受講者の理解度」を補足指標に加え、指標の目標値と併せて達成状況を測り、事業内容の検証・調査研究につなげていく必要があるものと考えております。

また、令和3年度からの学校給食費の公会計化により令和3年度以降の学校給食費の徴収につ

いては、本市の事業となりますが、令和2年度までの学校給食費に係る未納金については、引き続き学校給食会が債権管理を行うこととなるため、令和3年度の指標を修正するとともに、適切な未納金の回収に努め、法人の経営改善につながる取組を着実に進めていく必要があると考えております。

4ページから13ページには、ただいま説明いたしました各事業の取組評価などの詳細を、また、14ページには「法人情報」を記載してございますので、御参照いただければと思います。

「議案第12号資料」の5ページから12ページにございます「参考資料3」につきましては、冒頭の実施経緯で御説明申し上げた、平成30年度に策定した川崎市学校給食会の「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっており、計画時の指標や目標値の設定の考え方などの参考としてお示ししています。併せて御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

毎年の報告ではありますが、評価の観点の資料が多岐にわたっていて、ちょっと分かりにくいところもあるとは思いますが、質問等ございましたら、お願いいたします。

石井委員。

【石井委員】

「2.本市施策推進に向けた事業取組」の②なんですけれども、苦情件数の増減がありまして、具体的な苦情の内容を把握されていますか。どんな苦情があるのでしょうか。

【大島健康給食推進室担当課長】

学校から来る問合せなんですけれども、納入されたものに例えば異物の混入だとか、納められた野菜の状態が悪いとか、果物が酸っぱ過ぎるとか、あとはパッケージが壊れているだとか、配達の誤配送、そういったものがございます。

【石井委員】

その苦情に対してはどんなふうに対応されていますか。

【大島健康給食推進室担当課長】

学校からそういった報告があった場合は、まず学校から書面で頂いて、その後、納入業者に対して原因の追究、改善策、場合によっては給食会なり、2年前に実際にあったのですけれども、そういった生産現場の工場ラインだとかに行って現場を確認したり、そういったことで改善を図っているところでございます。

【石井委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにかがででしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

先ほど食育講座に関しての説明がございましたけれども、ぜひ加えていただきたいこととして要望を申し上げます。

ここには対象人数だけが書かれているのですが、ぜひ、子どもたちの反応というか、食育をして非常に分かりやすかったとか、こんなことが分かったというような、ポジティブの反応があるということを、何か指標に取り入れていただけたらなと思うのですが、ぜひよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

事務局、よろしいですか。

【大島健康給食推進室担当課長】

承知しました。

【小田嶋教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

取組評価のところ、あまりよくないものが出てくるのに共通するものとして、2の④の食育講座の話と、それから4の②の職員の研修のお話が、達成状況がDとかCとなっていると思うのですが、これはコロナの影響が共通していると思うのですが、食べ物に関するものって、なかなか対面でいろいろな講座とかイベントをするのってまだ難しい状況が続くのかなと思っていて、資料の8ページのところでも、食育講座のやり方も今後検討していくというようなことが書いてあるのですが、新しいやり方をとっていったほうがいいのかというふうには思っているのですが、今年度、学校に訪問していただいて校内放送でやったというような新しい取組も、しっかりどういうところがよかったのかとか、ほかにどんな方法があるのかというのを検討しながら、新しい食育講座をつくっていただくのもいいのかなと思います。職員の方の研修についても、その業界がどうか分からないのですが、eラーニングがもし進められるのであれば、逆にわざわざ行かなくても手軽に受けられるということであれば、今までよりもより簡単にたくさんの方に講座や研修を受けていただけるのかなと思うので、その辺りも検討していただければと思います。

以上です。

【大島健康給食推進室担当課長】

御意見ありがとうございます。当該法人と調整というか、相談しながら改善していきたいと思っています。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがですか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

いろいろと細かい説明をありがとうございました。

ちょっとよく分からないのが、この参考資料の2です。2のところ、小文字のa、b、c、dと大文字のA、B、C、Dと片括弧の1)、2)、3)、4)の関係がよく分からなくて、御説明いただきたいんですけれども。

達成度が小文字のaからdで、大文字のAからDは、本市による評価というのが、費用対効果とか、この小文字と大文字の関係がちょっと分からないのと、あと、3ページの上のほうの大文字のA、B、C、Dと、上のほうに表頭のほうに1)の表示があって、この中身に(1)、(2)、(3)とありますけど、これはどっちのほうの評価になっているのか。私の聞き逃しかもしれませんけれども、いろいろお話聞いたものですから、ちょっとよく捉えられなくて、簡単に説明していただけますか。

【大島健康給食推進室担当課長】

簡単に説明いたしますと、小文字aとかbとかcというのは、決められたルールの中で、今回の取組の数値がどこに当てはまるのかというのを、この小文字のa、b、c、dではめ込んでいくと。

大文字のA、B、C、Dは、それに対して我々市のほうが、達成できたとか、概ね達成できたとかというのをつけていくことになるのですけれども、その片括弧のところは、やはりある程度、実績値がその100%まで達しているだとか、達していないかといったところで、この片括弧の1)だとか、片括弧の2)というふうになっております。

【間山健康給食推進室担当係長】

補足させていただきますと、小文字のほうの達成度につきましては、表におきますと実績値と目標値というのが書いてあると思うのですけれども、目標値に対して令和2年の実績はどうかとか、その実数でa、b、c、d、その考え方がございまして、それに沿って達成度を表しております。

本市による評価につきましては、その達成度、小文字のa、b、c、dのところ、その評価によって点数化されておまして、指標が複数ある場合は、それを平均化して、それが本市の評価に対してどこに当てはまるかというところを基本的に考えているところです。

参考資料2でいいますと、②、2ページの下のところの考え方になります。

【田中委員】

言葉のレベルは分かるのですけれども、内容の実態がわからなくて、小文字のa、b、c、dは、要は例えばこちらの議案第12号の2ページであれば、下のほうの表の左側に目標値とか実績値とかありますよね。これに比べて単純に達成度を小文字のa、b、c、dというのがあるわ

けですよ。ここまでは分かるのですが、その上で大文字になったときに本市による評価というのは、この小文字の a、b、c、d もそもそも本市が決めたんじゃないですか。これ全国レベルで決まっているというものなのですか。

【間山健康給食推進室担当係長】

経営改善及び連携・活用に関する取組評価の、行政改革マネジメント推進室のほうで、この指標の考え方を全ての法人に対して基本的な考え方として、参考資料2にお示ししているもので整理をしております、基本的にはこの考え方に沿って数値化、評価をしているというところでございます。

【田中委員】

だから、そういうものに対して、本市独自に費用対効果みたいなものも含めつつ、若干、本市なりの特性を加味して評価したのが大文字の A、B、C、D という捉え方でいいですか。

【間山健康給食推進室担当係長】

おっしゃるとおりです。

【田中委員】

分かりました。

あと、片括弧の 1)、2)、3)、4) と、この大文字の A、B、C、D、E の関係のマトリックスがありますけど、これの見方が分からないのですけども、これはどういうふうに読み取るのですか。

【小田嶋教育長】

③のところですね。参考資料2の③のところのマトリックスの見方をお願いします。

【間山健康給食推進室担当係長】

行政サービスコストに対する達成度については、片括弧の 1) から 4) を使ってございまして、「2」の「本市の施策推進に向けた事業取組」の①の三つ目ですね、事業別の行政サービスコスト。

【小田嶋教育長】

議案書の2ページの下の方の表の①の事業別の行政サービスコストとして、そこに三つ数字が並んでいますね。そこを注目してください。

【間山健康給食推進室担当係長】

そちらの目標値が5,281万7,000円に対して、実績値が5,535万6,000円ということで、実績値が目標値の105%になっておりましたので、数字として行政サービスコストに対する達成度としては片括弧の2) となります。

それに対する評価については、本市による評価・達成状況、ここはBとしておりますけれども、

その状況と兼ね合わせて、(1)、(2)、どちら側も評価をするという仕組みになっております。

本市においては、「(2) 概ね十分である」という評価をしたものでございます。

【田中委員】

この表側と表頭の関係がよく分からなくて、表頭は行政サービスコストに対する達成度という意味がまだ分かっていなくて、行政サービスコストって何ですか。

今、時間を取って申し訳ないので、後で個別に聞きましょうか。

【小田嶋教育長】

後ほど、また個別にお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございます。

結果的に直接これに関わらないかもしれないのですが、川崎の給食を子どもたちはおいしいというふうに評価が増えているのでしょうか。保護者の方々は、川崎の給食はよくなっているねというふうに評価してくださっているのでしょうか。そういう調査はあるのかないのかを教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【北村健康給食推進室担当課長】

正式に何か調査ということは、今は行っていないところです。コロナの感染防止ということがなければ、通常、コロナ禍でなければ、試食会等を各学校、特に小学校は毎年1回、特に新1年生の保護者を対象に行っているところなのですが、そのときにアンケートを各学校で取っていただいて、そのときの感想等を頂いているという状況があるのですが、ここ2年間ぐらいは試食会もできていないということがございます。

それから、おおむね小学校のほうは、そんなにおいしくないという意見は聞かないのですが、中学校給食が始まってからは、やはり小学校給食と献立もちよっと変わってきていたりとか、米飯中心で日本食というようなところもございまして、食べ慣れないものも小学校よりは出てきているというところでは、おいしくないという一言で感想が上がってくるところもあるのですが。それについては、やはり小学校とは今までと違った味つけに、薄味は薄味なのですが、献立が違ってくる、和食が多くなってくる、煮物が多いとか、そういうところで保護者の方から、子どもがそう言っているのだけれどという御意見を頂くこともあります。

それについては、実際、本当は試食会等を通して、試食して食べていただくと、保護者の方については、そんなにまずいという感想は出てこないのではないかと思います。

こちらの職員も機会があれば食べに行っていたりということもありますので、こちらの職員からすると、そんなにおいしくないという感想はどうなのかなということ、きちんとおいしいも

のが提供されているという自負はございます。

今後、やはり中学校給食については、子どもたちのアンケートが必要ではないかという御意見を頂いていますので、このコロナの状況が収まりまして、通常の学校生活に戻った時点で、何らかの方法で御意見を頂けるようなことを考えていきたいと思っています。

以上です。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

G I G A スクール構想でタブレット端末も入りますので、アンケートもしやすくなるんじゃないかというふうに思います。子どもたちにとってのふるさとである川崎の学校を考えたとき、給食は絶対に外せないふるさとの味になりますので、御努力をさらに進めていただきたいというふうをお願いいたします。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。

高橋委員。

【高橋委員】

今、給食の味の話が出たのですけれども、ちょっと気になっていることがありまして、コロナで子どもたちの運動量が減っているんじゃないかというふうに思っていて、それに伴って食べる量も減っているんじゃないかなというのを気にしていて、個人差はあると思うのですけれども、給食の残している量が、例えばコロナで何か増えているみたいなことがもしあったら、ちょっと調べていただきたいなというのと、もちろん、カロリーとか、いろんなバランスが考えられていると思うのですけれども、川崎もSDGsを本格的に取り組んでいますし、やっぱり給食を残すということはフードロスということになりますし、ただ、そのときに食べられないものを無理やり食べさせられるというのは本末転倒になってしまうので、子どもたちの食べる量みたいなものも調査していただきながら、バランスというか、そういうものを見直す機会があったらいいなと思うので、検討していただければと思います。

【大島健康給食推進室担当課長】

承知しました。

【小田嶋教育長】

学校給食そのものに対する御意見等だったと思いますが、貴重な御意見として受け止めていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

議案第13号 令和2年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第13号 令和2年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長でございます。

それでは私のほうから、議案第13号「令和2年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の「議案第13号」の2ページを御覧ください。

初めに、「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。「本市施策における法人の役割」でございますが、本法人は、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めることとしております。

「法人の取組と関連する本市の計画」は、記載のとおりでございます。

「4か年計画の目標」といたしましては、本市の生涯学習の推進のため、その担い手としての役割を果たしながら、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益増に取り組むほか、組織体制や事業等の効率性を高めることでコスト縮減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。

次に、「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、各取組を一覧表にしており、指標には、目標値と令和2年度における実績値及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。

本日は、各取組を「実績値」、「達成度」、「本市による評価・達成状況、費用対効果」、「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。なお、区分選択の考え方につきましては、先ほど健康給食推進室から御説明させていただいたとおりでございます。

初めに、「①生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」につきましては、「事業参加者数」を指標とし、令和2年度の実績値は「3,539人」で、目標値の60%未満となっており、達成度は「d」、本市による評価・達成状況は、現状を大幅に下回ったため、「E」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和2年度の実績値が「1,828万5,000円」で、実績値が目標値の100%未満であり、達成度は「1）」、費用対効果は、や

やや不十分であるとし「(3)」、事業の今後の取組の方向性をローマ数字の「Ⅱ」としたものでございます。

次に、「②生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、本法人の運営するホームページの「アクセス件数」を指標とし、令和2年度の実績値が「6万506件」で、目標値を上回り、達成度は「a」、また、本法人の運営するホームページの「学習情報掲載件数」を指標とし、令和2年度の実績値が「1,623件」で、目標値が現状値を下回り、達成度は「c」、本市による評価・達成状況はやや不十分であるとし、「C」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和2年度の実績値が「1,220万円」で実績値が目標値の100%以上110%未満であり、達成度は「2)」、費用対効果は、概ね十分であるとし、「(2)」、今後の取組の方向性を「Ⅱ」としたものでございます。

次に、「③寺子屋先生養成事業」につきましては、「寺子屋先生養成講座を受講し、『地域の寺子屋事業』の運営へ新たに参加した人数」を指標とし、令和2年度の実績値は「40人」と目標値が現状値を下回り、達成度は「c」、本市による評価・達成状況は「D」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和2年度の実績値は、「69万6,000円」の実績値が目標値の100%以上110%未満であり、達成度は「2)」、費用対効果は、やや不十分であるとし「(3)」、今後の取組の方向性を「Ⅱ」としたものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

「3. 経営健全化に向けた取組」についてでございますが、「①自主財源の増加」につきましては、「授業料等収入の増加」を指標とし、令和2年度の実績値が「1,190万6,000円」で、目標達成率60%未満であることから、達成度は「d」、また、「施設使用料収入の増加」につきましては、令和2年度の実績値が「1,634万2,000円」で、目標達成率60%以上であるものの現状値未満であることから、達成度は「c」、現状を下回るものが多くあったため、本市による評価・達成状況は「D」としたものでございます。

また、今後の取組の方向性につきましては、施設使用料収入の増加に向けた取組の改善を行い、受講生確保や施設利用促進の取組を継続していくということから「Ⅱ」としております。

「②財務改善」につきましては、「管理費の縮減」を指標とし、令和2年度の実績値が「1億1,542万円」で、目標値を上回ったものの現状値を下回っており、達成度は「b」、目標値未達成の指標があるものの一定の効果があったため、本市による評価・達成状況は「C」としたものでございます。

また、今後の取組の方向性につきましては、管理費の縮減に向けた取組の改善を行い、事務経費などの恒常的な経費削減の取組を継続して行うということから「Ⅱ」としております。

次に、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、「①人材育成研修の実施及びコンプライアンスの遵守」につきましては、「研修の実施回数」を指標とし、令和2年度の実績値が「5回」と、目標値どおりで達成度は「a」、また、「コンプライアンスに反する事案の発生件数」を指標とし、令和2年度の実績値が「0件」と目標どおりで達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「Ⅰ」としております。

「②事業・業務の点検」につきましては、「実施回数」を指標とし、令和2年度の実績値が「2回」と、目標どおりで達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「Ⅰ」としております。

続きまして、下段に参りまして、「本市による総括」として、「各取組の評価結果を踏まえ、本

市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」についてでございますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、各種講座・学級の中止や規模縮小を余儀なくされました。

その中でも、「本市施策推進に向けた事業取組」においては、こうした社会状況の下で、事業の参加者数が大きく減少し、目標を達成できないものがございました。ホームページの定期的な更新に加え、オンラインイベントの検索が容易にできるように、ホームページの画面を工夫するなど生涯学習情報の内容充実に努め、「生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」における「ホームページアクセス件数」が目標を上回る実績を上げたことは評価をしております。

また、「経営健全化に向けた取組」においては、自主財源の増加とともに、管理費の縮減が求められており、どちらの指標も目標値を下回っております。

しかしながら、利便性向上に向け公衆無線LAN環境を整備し、オンライン講座を開催するなど、実際に足を運ばない参加者を募ることができたことで、授業料等収入の増加に資するための施策を講じたことは評価できます。

引き続き、収入の増加と管理費の縮減に努めるとともに、安定的な財務基盤の確保や公益比率の維持に向けた取組を着実に進め、より一層の自主・自立的な経営を目指していく必要があるものと考えております。

4ページから14ページには、ただいま御説明いたしました各事業の取組評価などの詳細を、また、15ページには、財務状況を含めた「法人情報」を記載してございます。

さらに、「議案第13号 資料」参考資料1につきましては、平成30年度に策定いたしました当該法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっておりまして、計画時の指標や目標値の設定の考え方等を参考としてお示ししております。

以上で、令和2年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしく願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

先ほどと同様で、先ほどは学校給食会だったのですが、今の説明は生涯学習財団についての取組評価についてと、評価の見方についても同様でございますので、御質問等がございましたら、よろしく願いたします。

田中委員。

【田中委員】

今、段々この評価の指標の見方が分かってきました。

それで、今お話にありましたように、やはりコロナの影響で体験型の事業は相当中止とか、圧縮という状況なので、こういう評価になるのは、昨年度は仕方がないというふうに思っております。

そういう中で総括でもおっしゃっていましたが、今後のオンラインの方向性ですね、ここに力を入れていかれることが大事だというのは全く同感です。

その中で、昨年もあれですよ、職員研修の報告会なんかに出させていただけいたら、それぞれ職員の方の企画で、オンラインで展覧会をやるとかYouTubeで発信するとか、そういうの

を試みたりしておられましたので、ごめんなさい、あれは市民館ですかね、ちょっとまた違いますけれども、そういうオンラインの事業を増やしていったものは全く私も賛同いたします。

ちょっと気になるのが、財源との関係ですけれども、経営の健全化に向けた取組という、この指標を見たときに、オンラインでやるときの受講料とか、徴収がどういうふうにできるか、対面のほうがたやすいような気がするのですが、オンラインで広く全体に発信した、啓発的な情報みたいなものはお金が取れないですね。だから、PRでお金を取らない形で広く発信しておいて、そこで受講生を募って、それをオンライン講座でやるとか、多分そういうふうになってくるのかと思うのですが、その辺りのノウハウといたしますか、やり方が今までとちょっと違うような面もあるので、かなり工夫を必要とするのかなというような気がいたします。今後ともいろいろと工夫されて展開されるといいのかなと思いました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

質問です。2ページの本市の施策推進に向けた事業の取組の②のところ、ホームページアクセス件数とございますね。このホームページは、PC版と、それからスマホ版の両方を示しているということよろしいのでしょうか。それとも、PCだけ、パソコン版だけということなのでしょうか、それを教えてください。

【箱島生涯学習推進課長】

特にスマホ用のものをつくっていないので、PC版のものだけです。

【岡田教育長職務代理者】

そうですか。分かりました。

じゃあ、続けてありがとうございます。150万人いる市民のことを考えて、アクセス件数の6万が多いのか少ないのかと思ったときに、もうちょっとあってもよさそうだなと思ったものですから質問したのですが、了解しました。ぜひPC版だけではなくて、スマホ版のほうも御検討をいただくと、もしかすると広報に役立つのではないかなというふうには思いました。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

寺子屋先生養成事業についてなんですけれども、こちらの目標に達成しなかった理由としては、寺子屋そのものがあまりなかったという理由だったと思うのですが、養成講座を受ける人自

体は、そんなに大幅に減っているとかいうことはないのですか。

【箱島生涯学習推進課長】

理由としては二つあると思います。

実は年間9回やる講座が年間7回になっています。さらに併せて、いつもであれば募集人員をフルでやるところを、その人数を少し低減しながらやらなければいけなかったという状況があって、募っている、やっている方たちの人材のところも少し制限をつけなければならなかったという状況等がございます。

しかしながら、昨年、寺子屋事業につきましては10校開校していて、開校自体は2桁に乗っているということで、数字的には低いものではないです。

したがって、今既存でやっている寺子屋の方たちのところにも、この養成講座をつないでいきたいと思っているので、引き続き、その部分については人材を多く養成していければと考えております。

以上でございます。

【高橋委員】

私もこの養成講座は何年か前に出ているのですが、全部平日の開催だったので、例えばお仕事をされている方とかはちょっと出づらいなところがあって、学校とかでいろんな人に話したりすると、興味があるという方もいらっしゃるのですが、開催日時を何回かあるうちの1回は土日とかというようなものがあると、もう少し受けてくださる人材の幅が広がると思いますので、御検討いただければと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

財務状況に関して御質問を申し上げます。

15ページ目のところに法人情報というのがございますけれども、財務状況で先ほどお話を伺っていると、あまり財務状況はよくないということですが、例えば、予算にいなかった場合、どのような補填をしているのかということの説明をいただければよろしいですか。

【箱島生涯学習推進課長】

赤字があったときの。

【岩切委員】

赤字があったときです。

【箱島生涯学習推進課長】

今、ここを御覧いただくと、正味財産増減額のところが赤字と御認識いただけだと思いますが、この部分の補填等につきましては、ここには載っていないのですが、財団のほうに特定資産という、今までのものの中で蓄えている資産がございます。この特定資産の中から取り崩しているという、そういう状況でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。ということは、別に市から補填されるとか、川崎市の財政に打撃を与えるとか、そういうことはないということによろしいですね。

【箱島生涯学習推進課長】

現状では、特定資産を取り崩しておりますので、財団の中の経営の中でやっております。一方で、ここにも記載しておりますが、1億4,000万円ぐらいの補助金を出しておりますので、その部分につきましては、やはり経営改善を含めて、財団のほうとしっかり話をしていかなければいけないというふうに考えています。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

【田中委員】

財団と直接関係があるのかないかよく分からないのですが、かわさき市民アカデミーがNPO法人になって独立しましたよね。あそこの関係は、この財務とか何か、あるいは、こちらの2ページの下のほうの①や③とか、3枚目の①、②とか、その辺りと何か関係してくるのか、あちらのほうの実績や何かはこちらに効いてくるとか、ちょっとその辺りを教えてください。

【箱島生涯学習推進課長】

まずは、大きく財務状況のところでは響くというのは、別の法人になっておりますので、そういう影響はないとお考えいただいて、4ページのところですね、実施結果(Do)のところにかわさき市民アカデミー協働事業というのをやっています。

アカデミーが事業をするに当たって、もともと田中委員がおっしゃっているように、一緒のものでしたので、アカデミーは非常に魅力的なものがあって、非常に人気のある講座なので、一緒に協働して事業をやっている部分がございます。

したがって、アカデミーの部分が、例えば、昨年度だと前期が全て中止になったりすると、協働事業と一緒にできないとか、そういう関係性ではあります。したがって、同じプラザの中におりますので、一緒に協働しながら事業とか、そういうものは進めていこうという状況です。

【田中委員】

分かりました。アカデミーに補助金とか、あるいは委託とかを出しているのではないのですね。

【箱島生涯学習推進課長】

今、財団のほうアカデミーに支援しているところについては、アカデミーが講座をやったりするときの場所の提供だったりとか、そういった協力をしているところです。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号は、議案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

議案第14号 免職処分取消等請求事件について

重田教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第14号は原案のとおり可決された。

13 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(16時59分 閉会)